

7月山形・秋田豪雨被害に遭われた酒田市・戸沢村の皆さま、台風10号で被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げ、1日も早い復旧・復興を願っております。

公明党議員団を代表して、質問いたします。

はじめに、超ソロ社会に備えて、区の見解を伺います

日本は急速に進化する「おひとりさま」の社会に直面しています。これは、自立している女性の「おひとりさま」から、配偶者と死別した高齢者、身寄りのない単身者に至るまで、さまざまな一人暮らしの形態を含みます。

特に、頼れる人がいない「おひとりさま」を地域で支える仕組みの整備が急務です。社会構造の変化や家族形態の多様化が進む中で、2033年には日本の1世帯あたりの人数が初めて2人を下回ると予測されています。

そこで、一人暮らしの高齢者を支える「高齢者等終身サポート事業」について伺います。

おひとりさま世帯で、特に身寄りのない単身高齢者は従来の家族による支援を前提とした制度では対応が難しくなっています。

北区の単身世帯数は令和5年度で12万2692世帯 全体の59.3%を占め、特に高齢者世帯は3万3999世帯、全体の71.2%に達し、東京都と比較し多い傾向にあります。

国は「孤独・孤立対策推進法」を今年4月に施行し、単身高齢者など身寄りのない人への支援について、買い物や通院といった生活支援から、死後の事務手続きまで一人暮らし高齢者の安心を支える「高齢者等終身サポート事業」の充実に向け、行政の積極的な支援の実施を求めています。

公明党議員団では、7月に福岡市社会福祉協議会が運営している「終活サポートセンター」を視察してまいりました。

福岡市社会福祉協議会では、平成15年度から「高齢者賃貸住宅入居支援事業」を開始し、身元保証や死後事務のオプションも行っていました。平成23年度からは、高齢者の住まい入居支援と死後事務を別々の事業として実施しています。

「ずーっとあんしん安らか事業」では、事前に預託金を預け、契約者が亡くなった際に葬儀・納骨・公共料金等の精算・家財処分などの死後事務を行います。生前には、定期的な見守りや入退院支援も提供しています。

「やすらかパック事業」では、「少額短期保険」を利用し、月額利用料で死後事務を行います。

終活支援センター所長は、「高齢者の単身世帯が増加し、家族に頼る支援からの転換が必要。死後事務委任事業だけでなく介護サービス、認知症の不安、生きがいづくりなど、終活にまつわる多岐にわたるサービスを第二のスタンダードとして作っていくことが重要だ」と述べています。

お元気な高齢者の方々とお話ししていると、自分が亡くなった後、誰が葬儀や住まいの片付けを行ってくれるのかと、大変に心配される方が多くいらっしゃいます。

現在、北区社協が提供している「今から考える・老い支度」セミナーや権利擁護センター「あんしん北」の新たな事業展開が求められています。

最近では、身元はわかっているが火葬・埋葬を行う人がいない理由で、自治体が弔うケースが増えている現状も踏まえ、より実効性のある支援が必要です。

ケアマネジャーやヘルパーがやむなく職務範囲を超えて、金銭の支払い手続きや、身の回りの手伝いを行う場合もあります。これは支援者に過度な負担を与え疲弊してしまう「はみだし型の支援」と言われています。あるケアマネジャーは、「大変なのは、介護サービス以外のことが多すぎるんです。」と述べています。

国のモデル事業では、経済的に民間サービスを利用できる余裕のある人と、経済的に余裕のない人は社協などが対応し、入院・各種手続き・死後の対応をパッケージで提供するとなっています。

公明党議員団は、平成 30 年から高齢者の終活支援についての質問や対応を求めており、横須賀市や豊島区、福岡市の事例を取り上げてきました。

北区においても、身寄りのない高齢者の尊厳と自己決定を尊重する終活支

援事業の実施が急務です。

以上のことを踏まえ、一人暮らしの高齢者を支える「高齢者等終身サポート事業」や、終活支援、死後事務委任、情報登録事業について、区長の見解を伺います。

次に、生活基盤である住宅支援について伺います。

産経新聞に「大家 40%超 高齢者お断り」「孤独死で事故物件化 懸念」との見出しが報じられました。これは、65 歳以上向け物件を専門に扱う「R65 不動産」の調査のものです。

高齢者の賃貸住宅入居拒否には、孤独死が発生すると事故物件となり、借り手が見つからなくなること、原状回復に費用がかかること、保証人や緊急連絡先が不足していることなどが理由とされています。このため、高齢者が住まいを確保するのは非常に厳しい状況です。身寄りのない高齢者の身元保証を確保し、家主の不安を軽減するためには、身元保証や死後事務委任の事業の推進が必要です。

同様の事業を、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」、一般財団法人高齢者住宅財団の「家賃債務保証制度」があります。家主への一層の周知と申請へのサポートが必要と思いますが、見解を伺います。

さらに、今国会で成立した住宅セーフティネット法では、入居後の見守り支援を行う「居住サポート住宅」の創設が盛り込まれ、行政の住宅部局と福祉部局の連携強化が求められています。北区では「お部屋探しサポート事業」を実施しており、支援内容には「よりそい型」と「おしらせ型」があります。「よりそい型」では、協力居住支援法人が支援を行い、「おしらせ型」では区が相談を受け付けています。

北区を業務区域とする居住支援法人は、新宿区・練馬区・中央区に拠点を置く6社で、居住支援法人の指定には申請書類と区長の推薦書が必要です。区内事業者が居住支援法人の指定を受けられるよう、区が積極的に働きかけることが望まれます。

お部屋探しサポート事業の相談件数と成約件数の実績、及び区内事業者への居住支援法人取得についての見解をお示してください。

また、高齢者からの相談では、階段の上り下りが困難、家屋の老朽化、借地の更新などの問題が多く寄せられています。これらの問題は単なる住宅の問題ではなく、相続問題や空き家問題、終の棲家の選定など福祉的課題が大きいと考えます。住宅の相談は、住宅課、高齢福祉課、高齢者あんしんセンター、そらまめ相談室、暮らしとしごと相談センターで受け付けていますが、どのように相談支援が行われているのか、また住宅部局と福祉部局が連携した窓口設置や民間委託の検討が必要と考えます。区の見解をお伺いします。

次に、若者のおひとりさま支援について伺います

中央大学・山田昌弘教授は、単身社会への視点というコラムで、若年シングル増加について分析し『結婚希望はあるが「経済条件が整わない」ことも原因であり、非正規雇用者や地方在住男性、奨学金返済に苦労している人など、将来の収入に不安を持つ若者が結婚しにくい』「政府は、本気になってシングル対策をしなくてはならない。」と述べています。

公明党は、全国各地で政策アンケート運動「ボイス・アクション」、若者との懇談会「ユースディスカッション」、学生対象の「Q カレ」などを通して青年世代から直接声を聴く取り組みを重ねてきました。その結果、幼児教育の無償化や携帯電話料金の引き下げ、不妊治療の保険適用拡大などの政策が実現しました。

葛城市では「こども議会」を開催し、自ら考え、自らの言葉でまちづくりに関する質問や提案を行いました。

長崎市では、若者が進学や就職で流出する中で、若者に選ばれる街を目指し仲間を作りながら自分たちの未来を面白くするための「ながさき若者会議」を行っています。

北区でも「小学生との区政を話し合う会」「中学生モニター会議」「高校生モニター会議」を通し、区政に対する意見や提案を聞く機会を設けています。

若者のおひとりさま支援を進めるためには、若者の率直な声に真摯に耳を

傾け、それを基にした政策の策定が重要です。これにより北区の持続的な発展に寄与し、大きく社会を変えていくことにつながると思います。

区内の若者が交流し、若者の声を反映できる仕組みの構築が必要だと思いますが、区の見解を伺います。

また、多くの企業が貸与奨学金の返還支援を行っています。東京都では、「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」が実施されています。対象は、建設・IT・ものづくり分野の企業ですが、その他の分野でも人材不足が問題となっています。そこで、区内中小企業向けに、「北区版の奨学金返還支援事業」を実施してはいかがでしょうか。

さらに、都営住宅の大学と連携した大学生の入居を区内全域へ拡大することを東京都に要望し、町会自治会と連携した世代間の交流支援を北区もサポートしていただきたいと思えます。また、区営住宅でも実施してはどうでしょうか。伺います。

2、区財政について伺います。

今定例会の補正予算に豊川小学校リノベーション事業費に、11億2,660万円の増額が計上され、リノベーションに総額56億円。堀船（ほりふな）中学校改築工事では、限度額が93億9269万5千円に変更となり、改築には109億円と見込まれています。建設コストの上昇が原因で、このような傾向は今後

も続くと思われます。

令和 6 年度当初予算の編成方針にも適切な基金・特別区債の運用とあります。北区が抱える将来的な行財政需要へ備える主要基金の総額は 6 年度末 664 億円で、学校改築基金は令和 6 年度末 147 億円となり大変心もとない積立額となっています。

新庁舎整備・学校改築・主要駅周辺のまちづくり等、しっかり進めるために基金の積み増しが必要なのではないでしょうか。また、建築事業の入札不調が発生しています。物価上昇に対応できる柔軟な予算と区財政の編成について今後の見通しを伺います。

3、包括外部監査制度の導入についてうかがいます。

包括外部監査は、平成 9 年の地方自治法改正により、都道府県・指定都市・中核市は契約を義務付けられています。中核市以外の市区町村でも条例の制定により包括外部監査制度を実施できるようになりました。23 区では荒川区・港区・大田区・江東区・世田谷区などが実施しています。

北区において指定管理者制度導入施設は 153 施設になっており管理者の形態も多様であり、指定管理料の設定や利用料金制による精算、指定管理者の利益である一般管理費が経費の中に埋もれてしまわないよう事後検証の必要があると思います。

北区の予算規模も今年度は、一般会計 1,813 億 6700 万円 特別会計を含む合計は、2,623 億 6,857 万円となっており、包括外部監査契約が義務づけられている中核市と同規模になっております。

更には、社会が急速に変化し、施策の賞味期限が短くなる一方で、新たな課題への対応が迫られ、区が今後積極的に進めようとしている公民連携等も限られた税金の使い方、透明性、信頼性、正確性を確保し費用対効果を検証し、しっかりと説明できるようにしなければなりません。

包括外部監査に期待できることは、正確な会計処理で間違いをただすだけでなく、事務改善、業務改革をしていくための「気づき」を得ることができます。社会情勢が変化する中であって、会計の専門家からの指摘は廃止や変更の根拠となります。

包括外部監査の実施には、費用が 900 万から 1,000 万円程度かかるといわれていますが、外部の専門家による客観的な指導、助言を得ることは、チェックにとどまらず、改善のきっかけ、根拠になります。条例制定による包括外部監査制度の導入を検討すべきと思います。区の見解を伺います。

4、まちづくりについて伺います

はじめに、王子・赤羽のまちづくりにおけるグリーンインフラの導入について伺います。

地球温暖化による気候変動への関心が高まる中、グリーンインフラが注目され、「自然と共生する社会」の実現に向けた取り組みが進んでいます。

一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会は、グリーンインフラ推進基本方針を策定し、緑を活用した都市空間の実現を目指しています。この取り組みは地域振興にも寄与し、公園や街の整備に緑を取り入れることで暮らしや経済活動に良い影響を与えています。

王子、赤羽、十条、東十条など区内では 100 年先を見据えたまちづくりの構想が進行しています。王子は飛鳥山から新庁舎まで、赤羽は東口駅前再開発に関連して、赤羽東公園や旧赤羽警察署跡地の活用も視野に入れ、「エリアデザインのまちづくり」にグリーンインフラの概念を取り入れ災害に強い、快適・創造性のまちづくりを進めることについて区の見解を伺います。

「かわまちづくり」について伺います

今年も第 11 回北区花火会が、重要文化財に登録された旧岩淵水門周辺で 9 月 28 日に開催されます。この北区花火会のエリアが「岩淵地区周辺かわまちづくり計画」のエリアと重なり、計画策定に向けて協議されています。荒川の持つ魅力を活用し、周辺の活性化にも寄与し、多くの区民が共有・共感できる計画にしていきたいと思えます。

河川敷へのアクセスについては、最寄り駅からの徒歩でもわかりやすいル

ートと案内表示の設置、誰もが河川敷を十分に楽しめるように往復の交通手段の確保、上り下りのしやすい階段や手すりの設置、快適なトイレの増設を計画に入れてください。

森林環境譲与税を活用した荒川上流域の森林整備について伺います

令和 6 年度の北区の森林環境譲与税は 4,000 万円の歳入予算となっています。

今年 10 月 12 日に荒川放水路通水 100 周年を迎えます。北区にとって荒川は、潤いのある広大なオープンスペースであり、ヒートアイランド現象を緩和する機能も有しています。

この荒川の環境を守るためには、上流の秩父地域の森林整備が不可欠であると思います。上流の森林は、水源の涵養や土砂災害の防止、大気の浄化、流域全体にわたる豊かな水の恩恵をもたらしています。

秩父地域 1 市 4 町では、秩父地域森林業活性化協議会を設置して荒川上流の森林整備を進めています。荒川の恩恵を享受している北区として、この環境を守り継続していくために、秩父産の木材の利用、木工体験等の区民交流、秩父の森林整備など森林環境譲与税の一部を活用することはできないでしょうか。伺います。

赤羽駅東口まちづくりについて伺います。

第一地区の再開発組合が結成され5月に地域に対して説明会が行われました。来年の秋に現状建物の除却工事が始められ2029年の完成に向けスタートしています。この事業は、赤羽駅東口のリーディング・プロジェクトで後に続く第2地区・第3地区の進捗に影響を与えます。

計画では158台の公共的自転車駐車を地下に設ける予定でしたが、再開発組合から地権者に対して「地上階に設置」との説明がありました。

設計変更で計画が遅れる可能性があります、北区として最大限の協力を行って頂きたいと考えますがいかがでしょうか。

次に、昨年9月5日の赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会総会について伺います。

今年予算特別委員会での理事者の答弁を要約すると「まちづくり提案の議決時に、会長の発言を遮ったり、原稿を長く読んだり、発言中に同調や批判の声が入るなど、異様な雰囲気を感じられた。会の趣旨を必ずしも正しく理解しないで参加していた方もいたのかなと感じた」との発言がありました。

赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会の会則には「総会は、会長・副会長、顧問、住民等及び区をもって構成する。」「総会は公開を原則とし、重要項目について協議し決議する」との記述しかありません。

通常は赤羽在住の区民で構成されるべきですが、予算特別委員会では「埼玉県から来られた方」との答弁もありました。これらの方々が不承認の意見を述べることにについて区はどのように考えますか。幹事会の方からは総会を乗っ取られたとのご意見もいただいております。幹事会で足掛け 4 年かけて議論してきた「まちづくり提案」こそ、北区として尊重すべきと考えますがいかがでしょうか。

赤羽東口は北区にとって重要な地域で、将来的に持続可能な賑わいを創出できる場所です。これまでの議論や現在行われている基本計画検討会など、議論が狭い範囲に留まっているように感じますが、赤羽駅東口のまちづくりはどうあるべきか、JR 駅前広場や東京メトロ南北線赤羽岩淵駅も含めた上で、再構築の意気込みが行政に必要ではないかと思いますが、区長の考えをお聞かせください。

5、大規模災害時の避難所について伺います

国の防災基本計画が 6 月に修正され、特に「福祉的支援」の重要性が明記されました。これは能登半島地震で多くの要配慮者が被災した経験を踏まえたものです。具体的には、避難所開設初期から間仕切りや段ボールベッドの設置、栄養バランスの取れた食事の提供、入浴・洗濯用水の確保が求められます。加えて、仮設トイレの早期設置や公明党議員団で予てより要望していたトイレカ

一の配置も明記されました。さらに、在宅避難者支援拠点や車中泊避難者向けスペースの設置も新たに追加されています。

避難所の環境は、27年前の阪神・淡路大震災以来、ほとんど変わっていないとの指摘があります。区民の方からは、日本の避難所もイタリアのように「TKB（トイレ・キッチン・ベット）」の体制を整えるべきとのご意見もありました。

北区では、町会自治会連合会ごとに避難所開設訓練を行っていますが、参加者は高齢者が多く、参加しているご本人が、実際にはむりだな～という声が聞こえてきます。今後、PTAや地元企業、キッチンカーなど、多様な団体の参加を検討し、訓練の改善を図るべきです。区の見解を伺います。

次に、在宅避難者の支援拠点について伺います。

避難所に受け入れられる人数は限りがあり、自宅や車中泊を選ぶ方もいます。指定避難所で在宅避難者登録を行うことにより、物資の支給や情報提供を受けられますが、避難所の混乱の中では在宅避難者や車中泊避難者への対応が困難になる可能性があります。

内閣府の「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」では「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換が必要とされています。

三鷹市では、避難所のほかに在宅避難生活をサポートする「災害時在宅生活支援拠点」が地域の共助の場として指定されています。

23区では車中泊のニーズは地方より少ないものの一定数は存在します。

車中泊にはプライバシーの確保やペットの世話が可能な一方で、エコノミークラス症候群の危険があります。車中泊が点在すると、健康管理や状況把握が困難になります。

そこで、在宅避難支援ステーション、車中泊避難駐車スペースについて、検討が必要と思います。区の見解を伺います。

6、教職員の働き方改革について伺います

公立学校共済組合が実施したストレスチェックで、高ストレス状態の教職員が挙げた負担要因で多かったのは、①対処困難な児童生徒への対応、②事務的な業務量、③保護者対応、とのことでした。

先生は本当に忙しい。子どもを支える先生に安心感や心の余裕、エネルギーが生まれにくい限り、子どもたちが安心して過ごせる環境は作れないと思います。先生たちにもホッとできる時間と働く環境の整備が必要だと思います。

学校ではいまだに出勤簿の押印が残っている。就学援助の取りまとめ、教材の引き落とし口座の事務なども教員が行っているとの指摘があります。タイムレコーダーが全校で運用されていると聞いていますが、なぜ、押印が残ってい

るのでしょうか。

平成31年3月策定の「北区立学校における働き方改革推進プラン」の計画期間は、概ね2019年度から2024年度までとされています。本年3月策定の北区教育ビジョン2024には、教育DXの推進、教育の指導環境の充実が記載され、「教員の勤務時間の把握や、教員事務補助員や部活動指導員の配置、校務支援システムの活用推進、学校法律相談制度の構築など、教員の勤務環境の改善に向けた様々な取組を進めています。」とあります。

働き方改革推進プランでの目標の達成度と、教職員の負担を軽減するためのさらなる取り組みについてお示してください。

また、過大な業務量を減らし、一人一人の子どもたちと向き合う時間を作るために、北区CIO補佐官、DX推進アドバイザーの助言を受け、教育委員会及び各学校事務のDX推進とICTを活用した教育の推進を行うことで、教員の働き方改革を一層進めることはできないでしょうか。

現場の教職員の意見を聞きながら「第2次北区立学校における働き方改革推進プラン」を策定してはいかがでしょうか。教育長の見解を伺います。

6、最後に、ドナルド・キーン氏蔵書整理・調査プロジェクトの今後の展開について伺います。

北区名誉区民の故ドナルド・キーン氏の蔵書6,425冊を学官民連携の共同

事業としてリスト化がコロナ禍を乗り越え昨年9月に完成しました。

この貴重な資料の公開と活用について、北区はどのように係わっていくのか伺います。

今後、蔵書以外にも書簡やメモなどものリスト化も期待されます。何よりも、西ヶ原の街の皆さんと親しく交流されていたキーン氏の足跡を忘れないことが北区にとっての貴重な財産になると思います。区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。